第

5207

号



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

 $_{(2015年)$ 平成27年 4月 15日 水曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: http://www.zeirishi-miwa.co.jp

☆ 益金と損金

Q:法人税では益金から損金を差し引いて 所得を計算するとのことですが、会計におけ る収益、費用とどう違うのですか?

A:益金・損金は、会計上の収益・費用に 税務上の調整(加算・減算)したものをいいま す。

【解説】

法人税では、益金・損金について特に定義 はありませんが、次のものは益金の額に算入 することとされています。

- ①法令で別段の定めがあるもの
- ②①以外のもので次のものに係るその事業 年度の収益の額
- (イ)資産の販売
- (ロ)有償又は無償による資産の譲渡又は役 務の提供
- (ハ)無償による資産の譲受け
- (二)その他の取引で資本等取引以外のもの 同様に、次のものは損金の額に算入するこ ととされています。
 - ①法令で別に定めるもの
 - ②①以外の次に掲げるその事業年度の費用 又は損失の額
 - (イ)収益に対応する売上原価等
 - (ロ)販売費、一般管理費その他の費用
 - (ハ)損失の額で資本等取引以外の取引に係 るもの

そして、税務上の益金・損金と会計上の収益・費用は次のような関係になっています。

益金=収益-益金不算入+益金算入額 損金=費用-損金不算入額+損金算入額







